**セルフメディケーション税制とは？**

＊　年間12,000円を超える医薬品（市販品）の購入を行った場合には、超えた分は所得から控除する税の制度です。

＊　控除を受ける場合には健康の維持増進や疾病予防の取組として健康診査を受けた証明が必要です。

＊　控除申告をされる方が**「一定の取組※」**を実施していることが必要です。

＊　申告には、通常の医療費控除かセルフメディケーションのどちらか選ぶ必要があります。

**（どちらが有利になるかはご家庭により異なります。）**

＊厚生労働省HPより抜粋

**１制度の内容**

本特例措置を利用するときのイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

**○ 8,000円が課税所得から控除される**

（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）

**○ 減税額**

・所得税：1,600円の減税効果

（控除額：8,000円×所得税率：20％＝1,600円）

・個人住民税：800円の減税効果

　　　　　　　　（控除額：8,000円×個人住民税率：10％＝800円）

20,000円

（対象医薬品の

購入金額）

12,000円

（下限額）

**２　※「一定の取組み」について**

セルフメディケーション税制の適用には控除を受けようとする方が健康に関する「一定の取組み」を行っていることが必要となります。

具体的には保険者または町が実施する「健康診査」、「予防接種」、「市町村がん検診」、「特定保健指導」などのいずれか１つを受けていることが条件となります。

申告の際に、証明として健診結果通知書や領収書を持参していただきますが、保険者名もしくは健診名の記載がない場合には証明が必要になります。

　　また、紛失等により証明になるものをお持ちで無い方は、高森町役場に証明依頼書を御提出いただくことになりますので、お早めにご相談ください。

詳しいことは下記までお問い合わせください。

連絡先

税制に関すること　高森町役場　税務課　税務係（内線164・165）

証明に関すること　高森町役場　健康推進課　国民健康保険係（内線126）

TEL　0967-62-1111